

室 報



孫中山記念館（香港）

◀目次▶

人権教育と学力……………	2	書評 『揺らぐ主体／問われる社会』…………	8
西洋と東アジアで男らしさは異なるのか？		新研究員紹介……………	9
—「中国の男性性」研究国際大会に参加して—	4	2014年度 人権問題研究室 公開講座 ……	10
エンパワメントの〈社会性〉……………	6	2014年度 人権問題研究室 合同研究会 ……	10

人権教育と学力

若槻 健

人権教育と聞いて、多くの人が最初に思い浮かべるのはどのようなものだろうか。部落差別や障害者差別、ジェンダーの問題を「知識」として知ることだろうか。または、差別を許さない正義の「心」を育む教育だろうか。さらには、お互いを認め合うような人間関係づくりだろうか。

もちろん、これらは人権教育に欠かせない事柄であるだろう。文部科学省が2008年にまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」には、「人権教育を通じて育てたい資質・能力」として「人権に関する知的理解」、「人権感覚」、「自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」が挙げられている。

しかし、この「第三次とりまとめ」に抜け落ちているものがある。それは、「学力」の保障である。なぜ学力保障が人権教育なのかというと、理由は単純で、学力をつけなければ将来よのなかで生き抜いていくのが困難になっていくからである。実際歴史を振り返っても、同和教育・人権教育が学力保障に重点的に取り組んできたことは疑いがない。貧困のため学校に通えない子どもたちの就学問題にはじまり、高校進学率（退学者の多さ）、大学進学率などに表れる格差の解消がめざされていた。

こうした同和教育・人権教育の取り組みは、今日話題にあがることの多い「教育格差」問題に先鞭をつけていたとみなすこともできる。子どもの学力が本人の能力や努力を超えて、家庭の背景により決定されるということが、この10年ほどの間に社会問題として理解されるようになってきた。現代社会は、【努力+能力=業績】のメリトクラシーが原則とされるが、実際には【(保護者の)富+欲望=(「いい」教育の)選択】のペアレントクラシーが作動しているという(P.ブラウン2005「文化資本と社会的排除」A.H.ハルゼーほか編、住田正樹ほか編訳『教育

社会学』九州大学出版会)。すなわち、保護者の学歴や収入、教育への意識といった家庭背景によって子どもの学力は大きく規定されているということである。学校教育は、世の中の不平等を追認しているにすぎないのだろうか。

確かに子どもの学力は様々な社会文化経済的背景に規定されている。それでも、困難な背景を抱えた子どもたちの学力を下支えしようとする学校や自治体の取り組みも行われている。日本でも、大阪を中心に「効果のある学校」、「力のある学校」といった研究が進められてきた(志水宏吉編2009『「力のある学校」の探究』大阪大学出版会)。そこでは、子どもの学力を下支えする学校の特徴として、①気持ちのそろった教職員集団、②戦略的で柔軟な学校運営、③豊かなつながりを生み出す生徒指導、④すべての子どもの学びを支える学習指導、⑤ともに育つ地域・校種間連携、⑥双方向的な家庭とのかかわり、⑦安心して学べる学校環境、⑧前向きで活動的な学校文化、の8項目を「スクールバスモデル」として提示している(図1)。①は、教育にかかわるものすべてが「気持ち」をそろえて一緒にがんばろうという推進力を、②は、気持ちだけではどこに進むかわからないバスのかじ取りを示している。③から⑥までの4つのタイヤは、実際の教育活動が充てられているが、どの項目も、子どもたち一人ひとりを大切にする人権教育の視点が通底している。⑦⑧は、教育活動を支える学習環境と学校文化を示している。

私もメンバーに名を連ねる大阪大学の学力調査研究グループでは、この効果のある学校・力のある学校研究の延長線上に、1989年、2001年、2013年の3時点で経年比較ができる学力調査の分析を行っている(志水宏吉ほか2014『調査報告「学力格差」の実態』岩波ブックレット)。そこで見出された知見をいくつか紹介すると、①1989年から2001年にかけて低下した学力は、2013年には(1989年水準には劣るものの)回復

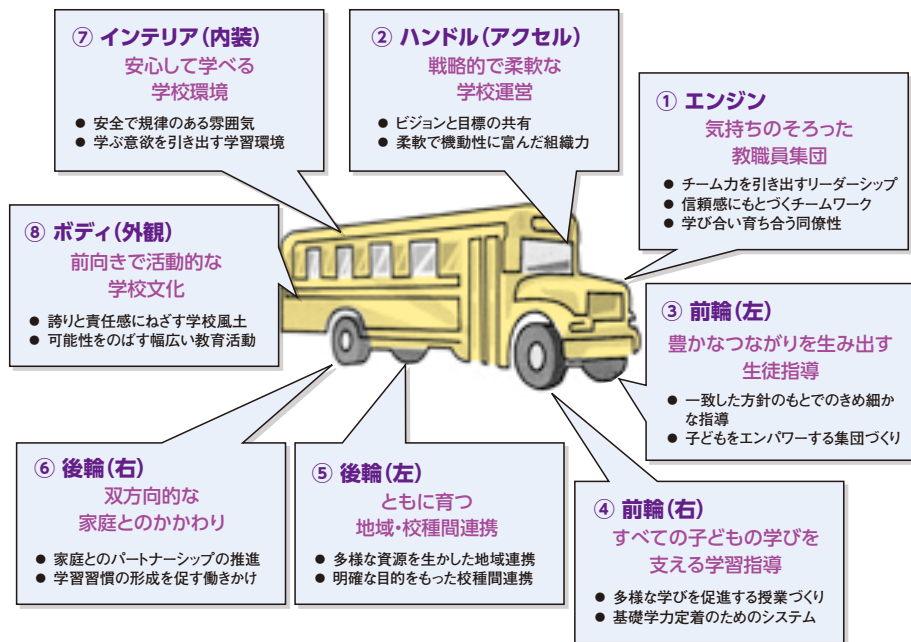


図1 スクールバスモデル

傾向にある。②2001年に落ち込みの激しかった男子が回復している。③2001年と比べて、学力と家庭の教育的環境や通塾の有無の関連が小さくなっている。④2001年と比べて、学力と学習習慣の関連が強まっている。⑤2001年と比べて、子どもの家庭学習時間が増加している、といったことである。このことは、学校の指導と家庭の協力の下、子どもたちの学習習慣が一定定着し、社会経済的背景に起因する学力格差を縮小していることを示唆しているといえるだろう。

今後、より詳細な分析を行い、その知見を発

表していく予定であるが、私の関心としては、学力と学習形態、学力と集団づくりの関連に注目している。学力と学習形態については、学び合いや教え合いの学習形態が、特に学習に困難を抱える子どもにとって有効であるのではないかと、学力と集団づくりについては、集団づくりが学力を下支えするのではないかと、という仮説を持っている。ともに、同和教育や人権教育が大切にしてきた取り組みの有効性を問うものである。今後、よい報告ができればと考えている。

(文学部准教授)



第77回公開講座

西洋と東アジアで男らしさは異なるのか？

— 「中国の男性性」 研究国際大会に参加して —

多賀 太

2013年11月28日からの3日間、香港大学で開催された「中国の男性性」(Chinese masculinities) 研究の国際大会に参加した。「男性性」(masculinity)とは、社会的に定義される男のあり方を指す学術用語である。かつてはジェンダー研究といえば女性の研究と見なされがちであったが、今や国際的には、男性性研究はジェンダー研究の主要領域の1つとなっている。特に最近では、社会が異なれば男女のあり方も異なりうるというジェンダー概念をふまえ、これまで西洋中心に進められてきた男性性研究においても、中国や日本を含む非西洋の男のあり方への関心が高まってきている。

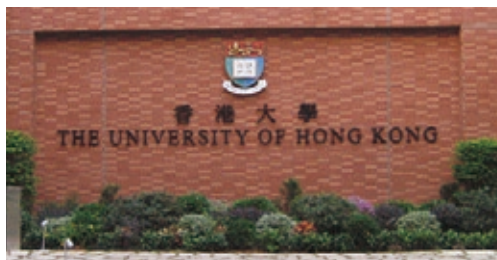
本大会は、中国の男性性研究の第一人者である香港大学文学院長 (Dean, Faculty of Arts) カム・ルーイ (Kam Louie) 教授のリーダーシップによって企画開催されたものである。筆者は、中国研究については全くの門外漢であるが、ルーイ教授のご厚意により、「日本の男性性」研究者として部会の司会を務めさせていただいた。大会では、すべての部会が全体会形式で行われ、3日間で21件の研究が報告された。古典文学や史料をもとに男らしさの歴史を論じるものから、カルチュラル・スタディーズの手法で現代の中国メディアに描かれた多様な男性像を析出するもの、さらには社会科学のアプローチで中国男性のあり方の動態性をとらえようとするものなど、各報告の方法論やテーマは多岐にわたっていた。

特に、漢民族の男性性を理想と見なすことで少数民族の男性性を周辺化してきた歴史に関する



る報告は多民族国家としての中国を改めて意識させたし、中華人民共和国、香港、台湾で男性のあり方や男性的理想の意味づけがそれぞれ異なるにもかかわらず「中国の男性性」という枠組みで議論する意義は何かといった問題提起は、今日の中国が置かれている政治状況の複雑さを痛感させた。また、近年台頭してきた都市部のビジネスマンに関する報告には、筆者自身による日本のサラリーマン研究との共通点が多く見出され、産業化や経済のグローバル化が文化や政治体制の垣根を越えてジェンダーのあり方に影響を及ぼしていることが改めて感じられた。

日本では、男性性研究の知名度はいまだに低く、この分野でこれほど内容的に充実した国際大会が開かれたことはいまだかつてない。したがって、さぞかし中国では日本に比べて男性性研究が進んでいるのかと思いきや、決してそうではない。今回の報告者は、香港、台湾、中華人民共和国の他、アメリカ、イギリス、オーストラリア、日本の各大学からも参加していたが、ほぼ全員が、香港を含む英語圏の大学院出身の中国系研究者か、中国研究を専門とする欧米系研究者であった。実は、これまで中国の男性性研究の大部分は英語圏の研究者によって行われており、最近になってようやくそうした成果が中国語で紹介されるようになったのだそう。つまり、日本語圏と中国語圏で比べるならば、日本語圏の方が男性性研究は圧倒的に進んでいるのである。



しかし、男性性をとらえる枠組みの構築という点でいえば、中国の男性性研究は、日本のそれよりもずっと独自で野心的な試みを展開している。その最たるものが、ルーイ教授による「文-武」(wen-wu) モデルの提唱である。従来の西洋の男性性研究、とりわけ歴史学やカルチュラル・スタディーズの男性性研究においては、特定の文脈における男性的理想として同定されるのはマッチョな男性像であることが多かった。しかしルーイ教授は、そうした西洋的な見方では、中国の男性性について適切に理解することができないという。なぜなら、中国では古来より、身体的・戦闘的な資質である「武」だけでなく、理性的・人文的な資質である「文」もまた男性的理想とみなされており、しかも「武」よりも「文」に高い価値が置かれてきたからである。西洋的な枠組みでは、そうした男性的理想の複雑性をとらえられないばかりか、中国で男性的理想と見なされているものが女性的だと判断されてしまう可能性がある。

本大会のほとんどの報告が「文-武」モデルに言及していたことからわかるように、中国の男性性研究におけるこのモデルの影響力は絶大である。しかし同時に、本大会では、その有効性をめぐって活発な議論が繰り広げられた。例えば、ヒエラルキーが複雑で男性優位の社会では有効かもしれないが、ヒエラルキーが単純な社会やより男女平等な社会の分析にはあまり適さないのではないか。公的領域やタテマエの世界での男性性の分析には適しているが、人間関係や感情関係がより複雑な私的領域や親密領域の分析には不向きではないか。歴史研究、文学研究、カルチュラル・スタディーズなどには有効かもしれないが、グローバル資本主義を背景としてビジネス界の男性により多くの覇権が

集中する現代先進産業社会の分析には不向きではないか、といった議論である。

また、ジェンダー研究の一翼を担う男性性研究という観点から見れば、本大会には少し残念な側面もあった。アメリカから参加した女性研究者からは、女性学から発展したジェンダー研究の一領域である以上、男性性研究においても、直接的であれ間接的であれ、その対極にある女性性との関係性をもっと意識して研究を進めることが重要性ではないかとの問題提起がなされた。確かに、本大会の報告の中には、女性性との関係や男女間の不平等などにはほとんど言及することなく単に男性性について論じるものも少なくなかったし、報告者の約3分の2が男性という男女比のもとで男性だけが男の話で盛り上がるような場面も何度か見られた。もし私が女性だったら、少し居心地が悪かったかもしれない。

こうしたいくつかの課題があるにせよ、中国の男性性研究の動向とそのあり方をめぐる議論には、われわれが学ぶべき多くの事柄が含まれているように思える。いまでも学校で「文武両道」が語られる日本においては、男性性を西洋モデルではなく「文-武」モデルで捉えるべきなのか、それとも、今後ますます進行していくであろうグローバル化のなかで、あらゆる世界の男性のあり方を共通に捉えられる枠組みの構築を目指していくべきなのか。日本の男性性研究においても、男女間の不平等やジェンダーとそれ以外の属性との複合的な不平等への関心が薄れてきてはいないだろうか。中国の男性性研究を写し鏡として、日本の男性性研究は今一度自らを省みる必要がありそうだ。

(文学部教授)

追記 本稿は、平成25年度関西大学研修員研修費に基づく研究成果の一部である。



エンパワメントの〈社会性〉

姜 博久

1. エンパワメントへの視座

被差別の側の取り組みとして、あるいは構造として社会的に弱い立場におかれやすいとされる高齢者や子ども、障害者等のサポートにおいても、エンパワメントの意義が叫ばれて久しい。しかし、エンパワメントは単に、意識を前向きにもっていくとか、人間として強くなるとか、生きる力を得ていくとか、というポジティブな側面のみでとらえられるものではない。障害当事者による自立生活運動でも、自立生活プログラム（ILP）やピアカウンセリングなどといった当事者活動による手法があり、その目的は、障害者が人間としてもつ力や可能性を信じてエンパワメントしていくことにあるとされるが、その実践過程は、平坦ではないし、ときには傷ついてきた自分との向き合いを避けて通ることはできないこともある。そんな中で、障害当事者によるピアカウンセリングの実践で必須とされる項目は、当事者がエンパワメントされていく構造とその過程をひも解く鍵となる。

その項目とは、

- (1) 抑圧からの解放
- (2) 自己信頼の回復
- (3) 人間関係の再構築
- (4) 社会変革

の四つである。

(1)は、差別的な社会構造の中で受ける抑圧から感情や意識を解放することを意味する。これによって、当事者は自分が何に抑圧を感じ、何に縛られていたのか、自分を改めて問い直すことになる。

(2)は、差別的な社会構造の抑圧下の感情や意識から解放された自分をとらえ直し、どういう属性をもつていようと、自分は無力ではなく、いまここに生きていることを是認し、自己に対する尊厳と信頼を取り戻すことである。

(3)は、差別的な社会構造の中で縛られてきた感情や意識、そのもとで無力で信頼できなかつ

た自己によって形づくられてきた人間関係を、解放された感情や意識のもとで信頼できる自己によって権利主体として改めて構築し直すことである。

(4)は、新たな人間関係の再構築を権利主体として積み重ねることによって周囲の人の意識、価値観、具体的な対応、ひいては社会的な仕組みや制度、法律など社会の構造を変革することへとつなげていくことである。

加えて、ピアカウンセリングの中で押さえておくべき必須項目として〈障害について〉がある。障害者に対してさまざまなサポートを提供する現場にいと、障害当事者がエンパワメントされていく上で、自らの障害に対する認識の持ち方がいかにそれを左右するかを実感する。どのような障害者であれ、障害への認識と、その障害を含めた自己存在の肯定がなければエンパワメントしていくことは難しいといえる。

ここで指摘しておきたいことは、当事者活動によるエンパワメントの取り組みは、日々の実践ではいたって個人的なアプローチとして進められるのだが、その前提として〈社会の中での関係性〉を抜きには考えられないということである。とりわけ、エンパワメントを進める際の前提となる差別性を含めた〈社会的な関係性〉と、具体的な当事者による実践のあり方を、エンパワメントの〈社会性〉という視点から、より明確にしておく必要があると筆者は考えている。それは、〈社会性〉という側面を基盤とすることによって、エンパワメントの取り組みが一方で広義のアドボカシー（権利擁護）の意味、当事者活動という形態からはグループ・アドボカシーとしての意義をもつからであり、さらには、その〈社会性〉の構造と過程が貧困や労働問題といった人間社会のより広い課題に向けた〈権利獲得の普遍性〉への視座も含んでいると考えるからである。

2. エンパワメントの過程

〈人間関係の再構築〉という観点で、障害者が公共交通機関を利用している際に乗務員から不当な対応をされた場合を想定してみよう。まず、なされた不当な対応に障害者は嫌な感情を抱き、憤慨する。それに対して気持ちを抑え込んでやり過ごしてしまうのか、不当性を訴えて何らかの謝罪を求めるのか。一人ひとりの受けとめの重い軽いはあるかもしれないが、不当性を訴え謝罪を求めるという行為まで遂行されていくことがまず実践の第1段階である。この段階を当該の障害者が単独で遂行すればセルフ・アドボカシーとなり、当事者活動として遂行すればグループ・アドボカシーとなるのだが、いずれにしても、意識するしないにかかわらず、不当な対応に対して何もしない場合と不当性を訴えるという間には〈人間関係の再構築〉という違いがある。不当な社会からの対応に対して押し黙ってしまう関係性から、個人か集団かの違いはあるものの、その不当性を訴えるという関係性への転換があり、それは個々人のエンパワメントの側面からすれば〈人間関係の再構築〉がなされているということができる。

しかし、不当な対応が社会的な差別性をもっている場合、その行為を受けたことに対する謝罪で、いわば個人に対する解決の範囲で終わるのか、もう一步踏み込んだ解決行為へと進むのか。次の段階としては、同じような不当な対応が再び起こらないようにしてもらうことが課題となる。この第2段階における行為の遂行こそグループ・アドボカシーとしての重要な実践であり、エンパワメントの〈社会性〉として大きな意味をもつものである。

不当な対応に対して、公共交通機関としてその再発の防止を社会的な責任として求めることは、個人としての問題解決で終わらないという、ある意味で高次のエンパワメントの実践であり、〈人間関係の再構築〉から〈社会変革〉へとつながるエンパワメントの〈社会性〉の重要な過程である。実は、この過程は、先にあげたエンパワメントの項目である〈抑圧からの解放〉、〈自己信頼の回復〉も絡み合って成し遂げられていくものでもある。

障害者として、不当な対応を仕方のないこととして受け流してしまうことと、憤りも含めて

不当性を訴えることの間には、不当性を訴えられない存在から、不当性を訴える存在へと〈抑圧からの解放〉が果たされていなければならないし、自分が受けた嫌な気持ちや対応の不当性を関係者に明確に伝えるという行為は、自分はそのようなことができるし、していいんだという〈自己信頼の回復〉がなければ果たせないものである。ただ、こうした〈抑圧からの解放〉あるいは〈自己信頼の回復〉は、一挙に全面的に果たされるわけでもないし、それぞれに紆余曲折を含んで進んでいくものでもあり、エンパワメントの過程のあり様もさまざまであり得る。公共の場での〈人間関係の再構築〉ができ、〈社会変革〉へとつなげていけていても、親やきょうだいといった家族に対する〈人間関係の再構築〉ができずにいる場合もある。エンパワメントの〈社会性〉の過程も、その個々の当事者の〈社会との関係性〉に左右されつつも、その〈社会との関係性〉を前提とせずには果たされていないのである。

しかし、一つ確実に指摘できることは、エンパワメントの〈社会性〉の前提となる〈社会との関係性〉の中で、当事者活動が重要なものとして存在していることである。〈障害について〉の認識の再構築も含めて、当事者のロールモデルとしての役割は大きい。

ただ、当事者によるロールモデルは、単に同じ立場にあることに重要性があるのかどうか。それもまた簡単ではないと筆者は考えている。当事者によるロールモデルは確かにエンパワメントの過程において重要なのだが、そこには同じ立場として当事者として〈同期〉する役割と、それを超える〈更新〉をもたらす役割もエンパワメントの〈社会性〉の構造と過程の中に見て取る必要があるのではないか。そこにこそ、〈権利獲得の普遍性〉として人間社会の課題に立ち向かい得る視座が得られるのではないかとも考える。紙数も尽きたので、その課題は次の機会としたい。

(委嘱研究員)

書評

桜井智恵子・広瀬義徳編

『揺らぐ主体／問われる社会』

インパクト出版会

評者：多賀 太



1990年代以降の日本における急激な社会変動は、われわれが社会を問う仕方に根本的な再考を迫っている。従来、社会を問う者たちは、国家や自治体、職場や学校、地域や家族といった具体的な組織や集団に対して、それらのもとの生活保障と同時に、それらによる抑圧からの解放を訴えてきた。ところが現在では、グローバル化や個人化の進行に伴ってそれらの組織や集団が弱体化するなか、そうした訴えの実効性や正当性自体が大きく揺らいでいる。具体的な社会なるものが見えにくくなった今、われわれはいかにして社会を問うことができるのだろうか。

本書は、こうした現代日本社会が直面する根本的な問題について、5年間にわたる研究会活動を通して行われてきた議論の成果をまとめたものである。13人の執筆者はいずれも、大学や学校、行政や地域など、自らの職場や市民グループなどで各自の問題意識に基づいて実践を積み重ねてきた13人の研究者たちである。

「社会の矛盾を問うまなざし」「学校／教育がつくる主体の変容」「地域／福祉の抑圧をゆるめる」という3部構成からもうかがえるように、本書は、全13章を通じて実に多岐にわたる社会問題を扱っている。と同時に、以下に示すように、個別の問題の背後に共通して横たわる根本的な問題を鋭く指摘している。

本書はまず第1章で、人々が社会のことに対して無関心となり「思考停止」に陥ってしまっていることに警鐘を鳴らす。この問題は、取り返しのつかない重大な事故が起こるまで野放しにされてきた原発政策に最も顕著に表れている。なぜ私たちはここまで社会の問題に無関心でいられたのか。本書のいたるところで、その主たる原因が多様性を排除することで成り立つ

てきた戦後の教育システムにあるとの見方が示される。一例として、学校教育の「国語・現代文」において作品の多様な「読み」が封じられ、自ら進んで特定の「読み」をする「主体」が形成されていく過程を論じた第6章は特に興味深い。

社会思想家のM・フーコーが唱えたように、そうした私たち自身のあり方としての「主体」の形成には、言説作用、すなわち言葉の働きが決定的な役割を果たしている。特に本書では、「カテゴリー化」の作用によって、人々が分断されて単純な関係性へと回収され、その過程で人々の「多属性」や個性が見失われていることの問題が指摘される。例えばそれは、「日本人／外国人」（第3章）、「健常者／障害者」（第12章）といったカテゴリー化に典型的に見られるものである。なかでも、和歌山県太地町におけるイルカ漁への賛否が「日本文化」対「欧米文化」という図式で語られることで見失われるものを論じた第2章は特に読み応えがある。

もう1点、本書の全体を通じて貫かれているのが、社会のあらゆる領域に市場原理・競争原理を導入し、自己選択・自己責任の論理のもとで「強い」「自立した」者だけが生き残ることをよしとする新自由主義イデオロギーの浸透への批判である。例えば、「依存」が厳しく責め立てられ、今や「支援」を必要とする者たちは、それが「自立」のための手段である限りにおいてしか支援を受けられなくなりつつある（第13章）。国家にとって有益とみなされる「力のある移民」を包摂して「国民化」という政策は、そうではない外国人の排除に正当性を与えるものとなりうる（第3章）。「家庭の教育力の低下」という言説の蔓延は、社会的孤立や教育資源の不足といった家庭が抱える問題の構造的要因から人々の目を逸らさせ、問題解決を各家庭の責

任と自助努力に委ねることを正当化するが、それでは家庭の「教育力」の上昇は大して見込めないばかりか、かえってかれらを追い詰めることにもなりかねない（第11章）。

紙幅の都合ですべての章には言及できないが、他にも、学校教育における身体の規律＝訓練について「抑圧する管理」のみならず「健康への管理」の観点からも論じた第7章や、日本の学校と在日ブラジル人学校の建築様式の比較を通して学校における「教育的でないもの」の教育作用を論じた第9章など、いずれの章もユニークな着眼点から社会と主体のあり方を問う論考となっている。

各章における議論の多くは、著者自身や著者

と関わりを持つ人々の違和感やジレンマなどを出発点としているため、読者の中には、著者との間で感覚や思いを共有できないがゆえに議論の出発点も共有できないという人もいるかもしれない。しかし各章は、著者らの個人的な思いから出発しつつも、決してそれだけで終わることなく、最終的にはかれらにそうした疑問や違和感をもたらす社会構造や言説作用の鋭い分析へと議論を展開している。そうした意味で、本書は、C.W.ミルズのいう「社会学的想像力」、すなわち、私的問題として意識されたものの背後に社会構造に関わる公的問題を見出そうとする分析力を駆使した社会批判実践の好例であるといえるだろう。

（文学部教授）

新研究員紹介



小田 桐 奈美

本年度より、人権問題研究室ジェンダー研究班に参加させていただくことになりました。2013年度に本学外国語学部に着任し、全学の教養ロシア語科目や、ロシア語圏の地域文化に関する科目、また外国語学部の「社会言語学ゼミ」等を担当しております。

これまで、旧ソ連地域における言語政策・言語状況について、主に中央アジアのキルギス共和国を対象として研究を行ってきました。特に、以下の4つの観点に注目しています。(1) ソ連崩壊以降のロシア語の法的・社会的地位の変遷、

(2) キルギス語の正書法改革におけるロシア語的要素（ロシア語起源の借用語、キリル文字など）の扱い、(3) ロシア語とキルギス語のコー

ド・スイッチング（一つの会話の中で二言語を織り交ぜながら併用する現象）、(4) 言語と民族／国民アイデンティティの関係。

大学院生の頃は、上述のテーマで研究を進める傍ら、他研究科の社会学ゼミに参加し、「共生」をめぐって様々な議論を重ねてきました。その成果は、「キルギス共和国の多言語実践にみる共生」（岡本智周／田中統治編著『共生と希望の教育学』筑波大学出版会、2011年）として発表することができました。この活動を通して、教育や民族、ジェンダー、障害者問題など様々なテーマに取り組む院生や研究者との出会いがあり、それがこの度人権問題研究室に参加させていただく大きなきっかけとなりました。

所属や研究領域の垣根を超えた活動を通して、人権問題研究室の先生方から大いに学ばせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

（外国語学部助教）

2014年度 人権問題研究室 公開講座

回	日程	テーマ	講師	会場
77	5月23日(金)	人権教育と学力	若槻 健 (文学部准教授)	尚文館マルチメディア A V大教室 午後1時～ 午後2時30分
78	6月27日(金)	朝鮮語に潜む日本語の影	熊谷 明泰 (外国語学部教授)	
79	10月24日(金)	障害者権利条約をどう生かすのか? ～京都での条例作りの経験から～ (仮題)	松波 めぐみ (委嘱研究員)	
80	11月28日(金)	戦争と女性(仮題)	源 淳子 (委嘱研究員)	

2014年度 人権問題研究室 合同研究会

開催日	テーマ	講師	会場
9月6日(土)	大学におけるインクルーシブ教育の課題と展望		新関西大学会館 北棟 21会議室
	障がい学生支援体制作りについて (仮題)	徳田 真二 (関西学院大学 学生活動支援機 構事務部 総合支援センター担 当課長)	
	障がい学生支援コーディネーターの業務 とその役割 - 同志社大学 障がい学生支援 制度発足から14年を振り返って -	土橋 恵美子 (同志社大学 障がい学生支援室 コーディネーター)	

編集後記

今号も各研究員から最新の人権研究動向を伝える興味深い報告が届いた。若槻研究員からは、人権教育としての「学力」に注目し、実質的な格差解消に有効な学力保障の取り組みが報告された。今後、学力においても同和教育が大切にしてきた集団作りの有効性の検証に期待がふくらむ。多賀研究員からは、「中国の男性性」研究国際大会で示された非西洋モデルとしての「文一武モデル」をめぐる熱い議論が報告された。ジェンダー研究の豊富化を実感すると同時に、その政治学に触れた思いである。姜研究員からは、「エンパワメントの〈社会性〉」が論じられた。今や支援のキーワードとして重宝される「エンパワメント」は、差別性を含めた〈社会的な関係性〉を不問にした能力開発的な「個人モデル」になっていないかとの問題意識が伝わってきた。最後に、多賀研究員の書評（桜井智恵子・広瀬義徳

編『揺らぐ主体/問われる社会』インパクト出版会)では、具体的な教育・福祉の実践を今日的な生政治学や生権力論の観点から検証することで、従来の主体認識が大きく変容し始めていることを示唆している。かつてJ.バトラーが論じた〈Subjection: 主体化=服従化〉という「目からウロコ」の権力論が思い出される。どの報告からも今日的な人権研究の深化と更新が感じられ、また、このたび、フレッシュな新研究員を迎えることができ、これからが楽しみである。

(加納恵子)

関西大学人権問題研究室室報 第53号
2014年7月31日発行
発行/関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>